

小規模多機能ホームきんめい 料金表

保険給付 (1割負担分)	要介護区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	介護サービス費 <small>※1か月単位の包括費用です。</small>		3,403円/月	6,877円/月	10,320円/月	15,167円/月	22,062円/月	24,350円/月

※状況に応じ各種加算が算定される場合があります。(詳細は裏面を参照)

保険外給付	宿泊費 (水道光熱費含む)	1,500円/1泊
	食費	[朝食]200円/食 [昼食]400円/食 [夕食]350円/食 [おやつ]100円/食
	おむつ等 <small>※ご家庭で使用されているものをお使いになる場合、費用はかかりません。</small>	[紙パット]20円/枚 [紙おむつ]80円/枚 [紙パンツ]100円/枚



名称	かかる費用	要件
サービス提供体制強化加算		I, II, IIIのいずれかに該当する場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 I	640円/月	<input type="checkbox"/> 看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士が100分の50以上配置されている場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算 II	500円/月	<input type="checkbox"/> 看護・介護職員の総数のうち、介護福祉士が100分の40以上配置されている場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算 III	350円/月	<input type="checkbox"/> 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が100分の60以上である場合に算定されます。看護・介護職員の総数のうち、3年以上の勤続年数のありものが100分の30以上配置されている場合に算定されます。
初期加算	30円/日	<input type="checkbox"/> 利用登録日から30日間加算されます。
看取り連携体制加算	死亡日から死亡日前30日	<input type="checkbox"/> 看護職員配置加算 I を取得し看護師における24時間連絡体制を確保し看取り期における対応方針を定め当該指針の内容を説明し同意を得ている場合加算されます。
訪問サービス機能強化加算 (区分支給限度基準額の算定に含めない)	1,000円/月	<input type="checkbox"/> 訪問担当職員を2名以上配置し事業所における訪問回数が一定以上ある場合加算されます。
看護職員配置加算		I, II のいずれかに該当する場合に加算されます。
看護職員配置加算 I	900円/月	<input type="checkbox"/> 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合に算定されます。
看護職員配置加算 II	700円/月	<input type="checkbox"/> 常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合に算定されます。
看護職員配置加算 III	480円/月	<input type="checkbox"/> 常勤換算方法で看護師を1名以上配置している場合に算定されます。
認知症加算		I, II のいずれかに該当する場合に加算されます。
認知症加算 I	800円/月	<input type="checkbox"/> 認知症日常生活自立度 III 以上の方が利用される場合に算定されます。
認知症加算 II	500円/月	<input type="checkbox"/> 要介護2に該当し、認知症自立度 II の方が利用される場合に算定されます。
総合マネジメント体制強化加算 (区分支給限度基準額の算定に含め)	1,000円/月	<input type="checkbox"/> 個別サービス計画について介護・看護職員等の他職種協働により随時適切に評価され、見直しの際は内容を説明し記録している場合。地域における活動への参加の機会が確保されている。場合に算定されます。
加賀市独自加算		
独居加算	200円/月	<input type="checkbox"/> お一人暮らしの方が利用される場合に算定されます。
医療連携加算(入院時)	100円/月	<input type="checkbox"/> 入院するに当たり7日以内に入院先に必要な情報を提供する等の適切な連携を図った場合、その月にのみ算定されます。
医療連携加算(退院時)	300円/月	<input type="checkbox"/> 退院するに当たり病院等から適切な情報提供を受けた上で居宅サービス計画しサービスを提供した場合、その月にのみ算定されます。

※利用を開始してから30日間は初期加算が算定されます。

※介護職員処遇改善加算 I (所定単位数×76/1000)が加算されます。